



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第110号
平成30年9月3日
姫路市商工会

無料 法律相談 の開催 事業のトラブル解決

●日時 平成30年 **10月24日** (水)

午後2時 ~ 午後4時

●場所 姫路市商工会 本所

秘密厳守

※相談希望の方は、事前に電話予約を！

(079) 336-1368

無料 税務相談 の開催

税務関係の事例についての的確にアドバイス

●日時 平成30年 **9月5日** (水)

午後2時 ~ 午後4時

●場所 姫路市商工会 本所

秘密厳守

※相談希望の方は、事前に電話予約を！

(079) 336-1368

ただいまご当地鍋の参戦（出店者）を募集しております。



日時：平成31年1月26日（土）・27日（日）

場所：大手前公園

全国の鍋自慢が姫路に大集合！

詳しくはニッポン全国鍋グランプリ 2019 ホームページ内の
「2019年参戦要綱/申込フォーム」より応募をお願いいたします。

(URL) <https://nabegra.jp>

お問い合わせ

姫路市商工会 担当：鎌谷・佐古・中村まで

079-336-1368

姫路市よりお知らせ

「事業所から出るゴミの区分と処理方法について」

事業所から出るゴミは、ゴミの量、ゴミの質に関係なく、地域のゴミ置場に出すことができなくなっております。

(例えば、紙くず・空缶・空瓶・ペットボトル・厨芥など家庭から出るものは対象となりません)

事業者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業活動に伴って生じたゴミは、「自己責任処理」が義務づけられています。自己処理ができないゴミは、美化センターに自己搬入するか、許可業者に処理をお願いいたします。

※産業廃棄物はもちろんのこと、一般廃棄物についても家庭ゴミの置場に出すことは「不法投棄」になり、以下の罰則が適用されます。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反)

5年以下の懲役若しくは1千万円(法人は3億円)以下の罰金に処し、またはこれを併科する(第25条・第32条)

事業所のゴミの減量化と適正処理に協力をお願いいたします。

詳しくは 姫路市リサイクル推進課 (TEL: 079-221-2404) まで

姫路市商工会では、昨年に引き続き神戸市と大阪市で開催される展示会に出展いたします。



**国際フロンティア
産業メッセ2018**
THE INTERNATIONAL INDUSTRIAL FAIR 2018 KOBE



西日本最大のパーソナルギフトとセールスプロモーションの国際見本市
第60回大阪インターナショナル

ギフト・ショー®
秋2018

2018 9/20 木・21 金

10:00~18:00 (最終日は17:00まで)

大阪マーチャндаイズ・マート (OMM)

テーマ『健康でアクティブな暮らし方への挑戦』

各支所 (香寺・安富) 開館日: 9月18日 (火)、10月1日 (月)